

許認可等の種類	庁舎利用の許可取り消し
担当部署	総務部 管財課
法令名 根拠条項	三好市庁舎管理規則 第7条3
処分基準	<p>【根拠条文】</p> <p>市長は、第1項の許可を受けた者が、その許可の内容又は前項の条件若しくは指示に違反したときは、許可を取り消し、その行為を中止させ、又は当該物件の撤去を命ずることができる。この場合において、物件の撤去を命ぜられた者が物件を撤去しない場合、市長は、当該物件を撤去することができる。</p> <p>【基準】 (許可を必要とする行為)</p> <p>第7条 庁舎等において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ市長に許可を受けなければならない。</p> <p>(1) 集会、会議又はこれに類する行為を行うため、庁舎等を使用すること。</p> <p>(2) 物品の販売、宣伝、勧誘、署名又は寄附の募集その他これに類する行為をすること。</p> <p>(3) 公用を目的とするもの以外の広告物等を掲示し、配布し、若しくは回覧し、又は公用を目的とするもの以外の看板立札類を設定する行為をすること。</p> <p>(4) 仮設工作物の設置その他庁舎等を一時的かつ特別に使用する行為をすること。</p> <p>(5) 庁舎等の見学をしようとするとき。</p> <p>2 市長は、前項の許可をする場合において、必要な条件を付し、又は指示することができる。</p>

備考	
設定年月日	平成 27 年 2 月 2 日設定 (平成 年 月 日最終変更)